

### <補助対象外経費>

以下の経費については、補助事業の経費としては対象外となりますので、ご注意ください。

- (1) 交付決定日より前に発注、購入等を実施したものに係る経費
- (2) 事業所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費や電話代、インターネット利用料金等の通信費
- (3) 商品券等の金券購入に係る経費
- (4) 雑誌定期購読料、新聞代、団体等の会費
- (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (6) 不動産の購入、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用、駐車料金、ガソリン代、旅費日当
- (7) 税務申告、決算書作成のために税理士、公認会計士等に支払う経費又は訴訟等のための弁護士費用
- (8) 振込手数料、各種キャンセルに係る取引手数料等
- (9) 公租公課(消費税を含む)
- (10) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (11) 汎用性があり、補助対象事業以外に使用し得るもの(パソコン、プリンタ、ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機など)  
但し、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く。
- (12) 販売や営利活動(商品の販売を伴う展示会事業等)に係る経費
- (13) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費